

議案第 3 号

君津市税条例等の一部を改正する条例の制定について

君津市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 8 月 31 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、個人市民税における障害者等に対する非課税措置の所得要件の引上げ並びに均等割及び所得割に係る非課税限度額の引上げ、法人市民税における大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出の義務付け、市たばこ税における税率の段階的な引上げ及び分類の見直しなどのほか、所要の規定の整備を行うため、君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）及び君津市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年君津市条例第 23 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市税条例等の一部を改正する条例

(君津市税条例の一部改正)

第1条 君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第45条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第14条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第20条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第24条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第28条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第45条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を

適用する。

- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第97条を第97条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第97条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第98条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第98条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第99条第1項中「第97条第1項」を「第97条の2第1項」に改め、「消費等」

の次に「（以下この条及び第 103 条第 1 項において「売渡し等」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表区分の欄中

「		「			
イ	パイプたばこ	ア	葉巻たばこ		
ロ	葉巻たばこ	を	イ	パイプたばこ	に改め、同条第
ハ	刻みたばこ	ウ	刻みたばこ		
	」		」		

4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「関し、」の次に「第 4 項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量」を加え、同項を同条第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

5 第 3 項第 2 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第 99 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第 97 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第 97 条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の 1 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第99条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第100条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第101条第3項中「第97条」を「第97条の2」に改める。

第103条第1項中「第97条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条の2第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第7条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第11条の2を次のように改める。

第11条の2 削除

附則第12条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第15条中「平成32年3月31日」を「平成37年3月31日」に改める。

第2条 君津市税条例の一部を次のように改正する。

第99条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 君津市税条例の一部を次のように改正する。

第99条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第100条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

第4条 君津市税条例の一部を次のように改正する。

第99条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第100条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 君津市税条例の一部を次のように改正する。

第98条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第99条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて

計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した」を削り、同項第１号を削り、同項第２号を同項第１号とし、同項第３号を同項第２号とし、同条第４項中「又は前項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第５項中「第３項第２号」を「第３項第１号」に改め、同条第７項中「第３項第３号」を「第３項第２号」に改め、同条第８項中「第３項第３号ア」を「第３項第２号ア」に改め、同条第９項を削り、同条第１０項を同条第９項とする。

（君津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第６条 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年君津市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第２項中「新条例」を「君津市税条例」に改め、同項第３号中「平成３１年３月３１日」を「平成３１年９月３０日」に改め、同条第４項中「新条例第９７条第１項」を「君津市税条例第９７条の２第１項」に改め、同条第１３項中「平成３１年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に、「１，２６２円」を「１，６９２円」に改め、同条第１４項の表第５項の項中「平成３１年４月３０日」を「平成３１年１０月３１日」に改め、同表第６項の項中「平成３１年９月３０日」を「平成３２年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第１条中君津市税条例附則第１５条の改正規定 公布の日
- (2) 第１条中君津市税条例第９７条を第９７条の２とし、第２章第４節中同条の前に１条を加える改正規定、同条例第９８条の次に１条を加える改正規定並びに同条例第９９条から第１０１条まで及び第１０３条第１項の改正規定並びに第６条並びに附則第４条から第６条までの規定 平成３０年１０月１日
- (3) 第１条中君津市税条例第２８条第１項及び同条例附則第１２条の２第３項の改正規定並びに次条第１項の規定 平成３１年１月１日
- (4) 第１条中君津市税条例附則第７条の２第２４項から第２６項までの改正規定及び附則第３条の規定 平成３１年４月１日

(5) 第1条中君津市税条例附則第11条の2の改正規定及び第2条の規定 平成31年10月1日

(6) 第1条中君津市税条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(7) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日

(8) 第1条中君津市税条例第14条第1項及び第2項、第20条、第24条並びに同条例附則第5条の2の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(9) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日

(10) 第5条の規定 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の君津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第8号に掲げる規定による改正後の君津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の君津市税条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第10項から第12項までの規定は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上

設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(君津市税条例等の一部を改正する条例(平成27年君津市条例第23号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第2項に掲げる規定による改正後の君津市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第97条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係

る税金を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

- ４ 第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、３０年新条例第１０条、第１０３条第４項及び第５項、第１０５条の２並びに第１０６条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３０年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１０条	第１０３条第１項若しくは第２項、	君津市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年君津市条例第　　号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第５条第３項、
第１０条第２号	第１０３条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第５条第２項
第１０条第３号	第８７条の６第１項の申告書、第１０３条第１項若しくは第２項の申告書又は第１３６条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第５条第３項の納期限
第１０３条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）別記第２号様式
第１０３条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第５条第３項
第１０５条の２第１項	第１０３条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第５条第２項
	当該各項	同項
第１０６条第２項	第１０３条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第５条第３項

- ５ ３０年新条例第１０４条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、

市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第６条 平成３０年１０月１日から平成３１年９月３０日までの間における前条第４項の規定の適用については、同項の表第１０条第３号の項中「第８７条の６第１項の申告書、第１０３条第１項」とあるのは、「第１０３条第１項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第７条 別段の定めがあるものを除き、附則第１条第７号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第８条 平成３２年１０月１日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５１条第９項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

２ 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号。附則第１１条第

2 項において「平成 3 0 年改正規則」という。) 別記第 2 号様式による申告書を平成 3 2 年 1 1 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 3 3 年 3 月 3 1 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の君津市税条例（以下この項及び次項において「3 2 年新条例」という。）第 1 0 条、第 1 0 3 条第 4 項及び第 5 項、第 1 0 5 条の 2 並びに第 1 0 6 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 3 2 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 0 条	第 1 0 3 条第 1 項若しくは第 2 項、	君津市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年君津市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 3 0 年改正条例」という。）附則第 8 条第 3 項、
第 1 0 条第 2 号	第 1 0 3 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 8 条第 2 項
第 1 0 条第 3 号	第 8 7 条の 6 第 1 項の申告書、第 1 0 3 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 1 3 6 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 3 0 年改正条例附則第 8 条第 3 項の納期限
第 1 0 3 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 5 号）別記第 2 号様式
第 1 0 3 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 8 条第 3 項
第 1 0 5 条の 2 第 1	第 1 0 3 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 8

項		条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 6 条第 2 項	第 1 0 3 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 8 条第 3 項

5 32 年新条例第 1 0 4 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 9 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 9 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第 1 0 条 平成 3 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 1 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平

成 30 年改正規則別記第 2 号様式による申告書を平成 33 年 1 月 1 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 34 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 4 条の規定による改正後の君津市税条例（以下この項及び次項において「33 年新条例」という。）第 10 条、第 103 条第 4 項及び第 5 項、第 105 条の 2 並びに第 106 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 33 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 10 条	第 103 条第 1 項若しくは第 2 項、	君津市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年君津市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。）附則第 10 条第 3 項、
第 10 条第 2 号	第 103 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 2 項
第 10 条第 3 号	第 87 条の 6 第 1 項の申告書、第 103 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 136 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 3 項の納期限
第 103 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 103 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 10 条第 3 項
第 105 条の 2 第 1	第 103 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第

項		10条第2項
	当該各項	同項
第106条第2項	第103条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

- 5 33年新条例第104条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

君津市税条例等新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号） （市民税の納税義務者等） 第13条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。 （1）～（5）省略 2 省略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第45条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （個人の市民税の非課税の範囲） 第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第48条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （1）省略 （2）障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）	（市民税の納税義務者等） 第13条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。 （1）～（5）省略 2 省略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節_____の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 ＊（個人の市民税の非課税の範囲） 第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第48条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （1）省略 （2）障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第24条 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第21条第1項の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第21条第2項に規定する課税総所得金額、

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

* 第14条は、君津市税条例の一部を改正する条例（平成29年君津市条例第24号）中平成31年1月1日施行予定の同条の改正規定による改正後の規定。

（所得控除）

第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、_____所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第24条 所得割の納税義務者 _____については、その者の第21条第1項の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第21条第2項に規定する課税総所得金額、

課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
イ 省略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合
アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
イ 省略

（市民税の申告）

第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命

課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
イ 省略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合
アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
イ 省略

（市民税の申告）

第28条 第13条第1項第1号の者は____は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命

保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～7 省略

（法人の市民税の申告納付）

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 省略

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている

保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額

若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～7 省略

（法人の市民税の申告納付）

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 省略

法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第4節 市たばこ税

（製造たばこの区分）

第97条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

第4節 市たばこ税

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第97条の2 省略

(製造たばことみなす場合)

第98条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第99条 たばこ税の課税標準は、第97条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第103条第1項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこ_____の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第97条 省略

(たばこ税の課税標準)

第99条 たばこ税の課税標準は、第97条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等_____に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ_____の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこ

の本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1 グラム
イ パイプたばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に

の本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
イ パイプたばこ	1 グラム
ロ 葉巻たばこ	1 グラム
ハ 刻みたばこ	2 グラム
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム

に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の右欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等

_____に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第97条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ_____の本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこ

3 前項_____の表の右欄に掲げる製造たばこの重量を_____本数に換算する場合の

_____計
算は、第97条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄_____に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

(たばこ税の課税免除)

第101条 省略

2 省略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第97条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第103条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等

に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第101条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第101条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

附 則

第101条 省略

2 省略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第97条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第103条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第97条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第101条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第101条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条の2 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2～3 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の2 省略

2～23 省略

24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

27 省略

第11条の2 削除

＊(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条の2 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2～3 省略

＊ 附則第5条の2は、君津市税条例の一部を改正する条例(平成29年君津市条例第24号)中平成31年1月1日施行予定の同条の改正規定による改正後の規定。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の2 省略

2～23 省略

24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

27 省略

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第11条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第89条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第92条及び第93条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第11条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第12条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（法人税割の税率）

第15条 昭和51年4月1日から平成37年3月31日までの間に終了する事業年度の法人税割の税率は、第22条の規定にかかわらず100分の12.1とする。

第2条による改正 君津市税条例

（たばこ税の課税標準）

第99条 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）～（3）省略

第12条の2 省略

2 省略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（法人税割の税率）

第15条 昭和51年4月1日から平成32年3月31日までの間に終了する事業年度の法人税割の税率は、第22条の規定にかかわらず100分の12.1とする。

（たばこ税の課税標準）

第99条 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）～（3）省略

4～10 省略

第3条による改正 君津市税条例

(たばこ税の課税標準)

第99条 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) 附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号) 第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア～イ 省略

4～10 省略

(たばこ税の税率)

4～10 省略

(たばこ税の課税標準)

第99条 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) 附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号) 第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア～イ 省略

4～10 省略

(たばこ税の税率)

第100条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

第4条による改正 君津市税条例

(たばこ税の課税標準)

第99条 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する

たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 省略

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法

第100条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税標準)

第99条 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)～(2) 省略

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 省略

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59

第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の
例により算定した金額

4～10 省略

(たばこ税の税率)

第 100 条 たばこ税の税率は、1, 000 本につき 6, 552 円と
する。

第 5 条による改正 君津市税条例

(製造たばことみなす場合)

第 98 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となる
グリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（た
ばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社（以下この条において「会
社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気
となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの
を製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱に
より蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填
したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その
他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者によ
り売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限
る。以下この条 _____ において「特定加熱式たばこ
喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を
適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製
造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第 99 条 省略

2 省略

年法律第 72 号) 第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の
例により算定した金額

4～10 省略

(たばこ税の税率)

第 100 条 たばこ税の税率は、1, 000 本につき 6, 122 円と
する。

(製造たばことみなす場合)

第 98 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となる
グリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（た
ばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社（以下この条において「会
社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気
となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの
を製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱に
より蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填
したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その
他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者によ
り売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限
る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ
喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を
適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製
造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第 99 条 省略

2 省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した

紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 省略

(2) 省略

4 第2項の表の右欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合

における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第97条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 省略

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 省略

(3) 省略

4 第2項の表の右欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第97条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 省略

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算

は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第２号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 省略

第６条による改正 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年君津市条例第２３号）

附 則

（市たばこ税に関する経過措置）

第５条 省略

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ３級品に係る市たばこ税の税率は、君津市税条例第１００条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで
１，０００本につき２，９２５円
- (2) 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで
１，０００本につき３，３５５円

は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第３項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 省略

附 則

（市たばこ税に関する経過措置）

第５条 省略

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ３級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第１００条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで
１，０００本につき２，９２５円
- (2) 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで
１，０００本につき３，３５５円

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで
1,000本につき4,000円

3 省略

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（君津市税条例第97条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 省略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われ

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
1,000本につき4,000円

3 省略

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第97条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 省略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われ

た紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1，000 本につき 1，692 円 とする。

- 1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 3 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 2 年 3 月 3 1 日
省略		

た紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1，000 本につき 1，262 円 とする。

- 1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 3 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 1 年 4 月 3 0 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 1 年 9 月 3 0 日
省略		

